



平成31年4月26日

乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

旅客自動車運送事業者 各位
貨物自動車運送事業者 各位

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙（平成31年4月25日付け北信技保第15号）のとおり通達があったので了知願います。

以上



—明日の交通・環境を創造します—

国土交通省

北陸信越運輸局 新潟運輸支局

輸送監査部門・検査整備保安部門

新運整第58号
平成31年4月26日

旅客自動車運送事業者 各位
貨物自動車運送事業者 各位

新潟運輸支局長

乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

4月21日(日)、神戸市 JR 三宮駅前において、乗合バスが停留所を発車した直後、そのすぐ先の横断歩道に赤信号で侵入して歩行者をはね、2名が死亡し、6名が重軽傷を負うという痛ましい事故が発生しました。

事故の原因については現在調査中ですが、本件は、横断歩道を通行中の歩行者をはねるという基本的な安全確認不足によるものと思われる事故であり、自動車運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。

このため、特に大量の輸送需要が見込まれる4月27日(土)から始まる即位日等休日法の施行に伴う大型連休に向けて、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すために、下記事項について周知徹底をよろしくお願いいたします。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等を通じて、以下のことを徹底すること。

- (1) 運転者に対し、発進時等における周囲の確認の徹底、道路状況を踏まえた安全速度での運行等の道路交通法等の法令順守を徹底すること。
- (2) 運転者の健康状態、疲労状態等の確実な把握に努め、安全な運行ができない恐れのある運転者を事業用自動車に乗務させないこと。